

第6章 戦間期ドイツの中国市場調査 ——華中・華南を中心に

浅田 進史

はじめに

1914年7月末から8月にかけてヨーロッパで勃発した第一次世界大戦は、ドイツ経済勢力にとって対中国関係の断絶をもたらすものであった。19世紀末以降、新たに帝国主義列強に加わった新興工業国ドイツは、東アジア市場、なかでも中国市場に大きな期待を寄せ、経済的機会を獲得するための基盤を築いてきた。1897年11月の膠州湾占領事件後に獲得した膠州湾租借地および山東鉄道・鉱山利権はもちろん、ドイツは鉄道借款をはじめとした各種の対中国政府借款を保有した。また、ドイツ系商社は、ドイツ租界があった天津、漢口、そして上海共同租界やイギリス植民地、香港をはじめ各地の開港場に事業網をつくり上げた。第一次世界大戦とその敗戦は中国に有していたそれらのドイツの経済的基盤を崩壊させるものであった。第一次世界大戦以前のドイツ利権は失われ、第一次世界大戦以前に300弱を数えたドイツ系事業者も戦争が終結した1919年にはわずか2社しか残らなかった⁽¹⁾。

敗戦国となったドイツは、中国市場にふたたび参入する際に、第一次世界大戦以前とはまったく異なる新しい条件下に置かれた。1921年5月20日にドイツ-中国間で結ばれた通商条約、すなわち中独協定は対等な二国間関係に基づくものであった。それは第一次世界大戦以前にドイツが有していた経済利権の放棄、租界での治外法権の撤廃、さらに中国の関税自主権を承認するものであった⁽²⁾。

ドイツがこのような協定を結んだ背景として、次の2点に留意しておく必要がある。第一に、敗戦国ドイツに課されたヴェルサイユ講和条約に中国が調印

していなかった点である。パリ講和会議ではドイツ山東権益の処遇をめぐって中国と日本は激しく対立した。すなわち山東問題である。中国代表団は日本の主張を反映したヴェルサイユ講和条約の条項を批判し、同条約の調印を拒否した。こうした経緯から、ヴェルサイユ講和条約の「修正」を目指していたドイツ対外政策担当者には、外交政策の面から中国が東アジアでまず友好関係を結ぶべき相手と映ったのである⁽³⁾。

第二に、ヴェルサイユ講和条約によって多額の賠償金を課せられることになったドイツにとって、対外輸出の増加とそれによる外貨の獲得はきわめて重要であった点である。これは第一の点と密接に結びついており、当時の外相シュトレゼマン外交の基本路線であった、再建金本位制への復帰による大戦後のインフレーションの収束、産業合理化による輸出競争力の強化、外貨獲得による賠償履行政策の「三位一体」(工藤章)と合致したものであった⁽⁴⁾。したがって、19世紀後半以降、潜在的な輸出市場として期待されていた中国市場への再参入は、ドイツ政府にとってもドイツ経済界にとっても自明のことであった。本章でみていくように、ドイツ貿易統計のうえでは、対中国貿易は輸入超過が常態であった。それだからこそ、ドイツ製品の潜在的な巨大な輸出先として中国市場への関心は途切れることはなかったのである。

それでは、ドイツは第一次世界大戦後にいったん断絶した対中国经济関係をどのように再建したのだろうか。戦前期日本の華中、華南認識を明らかにすることを目的とする本論集のなかで、本章は戦間期に焦点をあて、中国市場に再参入しようとするドイツが輸出市場として華中、華南をどのように観察していたのかについて検討したい。その際、主に利用する史料は、ドイツ外務省政治文書館に所蔵される北京公使館関係資料(Peking II)のなかの「ドイツ産品輸入及び販売可能性(Einfuhr- und Absatzungsmöglichkeiten für deutsche Waren)」と題されたファイルである。ここでは「輸入」と記載されているが、ドイツ製品の対中国輸出の可能性について、中国各地に置かれたドイツ領事館が取り組んだ市場調査の史料である⁽⁵⁾。

もともと19世紀後半以降、ドイツ商社は香港、広州から上海へと事業網を拡

大していった歴史的経緯がある⁽⁶⁾。第一次世界大戦以前、もっともドイツ商社が多く拠点を構えた地は上海であり、戦間期においても上海は中国におけるドイツ商社の事業活動の中心であった。したがって、ここで扱う市場調査の史料には、上海はもちろん広州、漢口、重慶に所在した領事館報告が多く含まれている。

ただし、この市場調査史料から、戦間期のドイツと日本の華中、華南認識を比較考察する課題に取り組むことは本稿では難しい⁽⁷⁾。この市場調査史料から読み取れる論点は、むしろ中国市場をめぐるドイツ製品輸出促進戦略のなかで日本がどのように議論されていたのかという問題である。戦間期ドイツの対中国市場調査のなかで、華中、華南市場はどのように認識されており、またそこで日本はどのように議論されていたのだろうか。これは、比較史というよりも関係史的な問いになるだろう。

戦間期のドイツ-中国関係は、これまで主に軍事顧問団の派遣や蒋介石国民党政権との外交関係の実態、あるいはヴァイマル期からナチ期にかけての通商外交交渉過程が分析されてきた⁽⁸⁾。たしかに戦間期のドイツ-中国関係は政治的要因によって強く規定されており、それが先行研究によって蓄積されてきたテーマに反映されているといえよう。

しかし、その一方で、当該期のドイツ-中国経済関係、とくに第一次世界大戦によって一時的に断絶したドイツ-中国経済関係の再建の具体的な過程については十分に検討されてこなかった。ここで取り上げる史料「ドイツ産品輸入、販売可能性」は、すでに別稿で分析している⁽⁹⁾。ここでは、戦間期ドイツの中国市場調査がどのように制度化されていったのかを跡づけたうえで、代表的な輸出品目を事例に取り上げつつ、ドイツ-中国経済関係の再建について考察した。これに対して本稿では、華中、華南市場調査に焦点をあて、その再建過程の実態に迫りたい。

まず第1節で戦間期ドイツの対中国輸出貿易の構成を確認し、続く第2節で華中、華南領事館の市場調査の概要を明らかにする。そのうえで、第3節で比較的多くの地域から報告が寄せられた輸出品目ごとに、華中、華南領事館報告

を分析し、それぞれの報告のなかで華中、華南がどのように観察されていたのかについて検討する。最後の第 4 節で、それらの報告のなかで日本がどのように認識されていたのかについて考察する。

1 戦間期ドイツの対中国輸出貿易構成

第一次世界大戦の終結後、すぐにドイツ、中国間の貿易は再開された。第一次世界大戦以前に中国市場に事業網を展開していたドイツ商社は、ドイツ外務省に働きかけつつ、中国市場への復帰を目指した。1920年に中国は対ドイツ貿易禁止を解除した。つづいて1921年5月20日に締結されたドイツ-中国間の通商条約は、ドイツ-中国間貿易の再開のための基盤を提供した。そして、はやくも1923年頃にはドイツ-中国貿易は急速に伸長し、対外的にも注目を浴びるようになっていた⁽¹⁰⁾。

第一次世界大戦以前のドイツの対中国輸出入貿易は、ドイツから工業製品を輸出し、工業原料・食料品といった一次産品を輸入する構造であり、それは戦間期でも続いた。戦間期の主な輸出品目は化学染料、化学製品・薬品、各種の鉄・銅製品、機械類などであった。輸入品目としては、落花生、胡麻など油糧種子が中心であり、なかでも戦間期に満洲大豆が急激に増加した。そのほか鶏卵加工品、羊毛、絹、亜麻、麻、ジュート、茶、豚毛、牛皮などが輸入された⁽¹¹⁾。

それでは、表I-6-1で1913年から1931年までのドイツの対中国輸出貿易の構成を確認したい。

この表から次の3点を確認することができる。

まず、輸出品分類のなかで「完成品」が一貫して対中国輸出総額の9割近くを占めることである。1927年以降、「原料・半加工品」の輸出額が増加したことで、1931年の対中国輸出総額に占める「完成品」の割合は、85%まで低くなったが、それでも「完成品」がドイツの対中国輸出貿易の中心であったことは変わらない。ちなみに、増加した「原料・半加工品」の品目は化学肥料となる硫酸であった。次に、ドイツの対中国貿易は、指数をみると、輸出貿易では

表I-6-1 ドイツの対中国輸出貿易構成（1913-1931年，単位100万マルク）

輸出品分類		1913年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年
1) 生畜	価額	0.0	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0
	指数	300	—	150	50	200	100	500	—	500	1000
2) 食料品・飲料	価額	3.1	0.7	1.3	2.0	3.2	2.7	2.2	2.2	1.5	1.0
	指数	112	26	46	73	117	100	81	81	55	35
3) 原料・半加工品	価額	2.0	1.6	3.6	1.7	4.9	5.6	8.7	9.9	19.4	20.1
	指数	36	29	65	30	88	100	156	177	348	360
4) 完成品	価額	125.0	100.0	108.4	114.3	143.4	112.7	158.9	173.0	128.9	119.7
	指数	111	89	96	101	127	100	141	153	114	106
A. 対中国輸出総額	価額	130.1	102.3	113.3	118.0	151.5	121.0	169.8	185.1	149.8	140.7
	指数	107	85	94	97	125	100	140	153	124	116
B. 対中国輸入総額	価額	143.7	97.2	127.2	228.5	197.2	265.1	329.8	370.7	297.7	215.5
	指数	54	37	48	86	74	100	124	140	112	81
貿易収支差額(A-B)		-13.6	5.1	-13.92	-110.5	-45.7	-144.1	-160.0	-185.6	-147.9	-74.8

1) 指数はラスパイレース指数（基準年 = 1927年）。

2) 1925年以降，チベット，香港，威海衛，関東州租借地を含む。

出典) *Statistisches Jahrbuch für Deutsches Reich* の各年度版より筆者作成。

1925年，1926年に，輸入貿易では1924年，1925年に，第一次世界大戦直前の1913年の水準まで回復したことがわかる。最後に，ドイツの対中国輸出入貿易が1923年を例外としてドイツの輸入超過の状態であったことである。その貿易赤字幅は1929年に最大となる1億8560万マルクにまで拡大した。その後，世界恐慌が波及するにつれて対中国輸出入貿易自体が縮小するにともなって，対中国貿易赤字も減少した。

ドイツ側の貿易統計では，ドイツの対中国貿易が入超状態であったことはこれまでの先行研究によって指摘されてきた。それでは中国海関統計では対ドイツ貿易はどのように推移していたのであろうか。

中国海関統計の各年度版より作成した表I-6-2をみると，むしろ対ドイツ輸出入貿易において中国の貿易収支が大幅に赤字になっている。とくに世界恐慌が勃発した1929年以降，貿易赤字幅は大きく拡大していることが確認できる。

表I-6-1と照合して確認するために，表I-6-2では1海関両あたりのマルク相場に基づいて，輸出入額をそれぞれ算出した数値を加えている。これをみると，表I-6-2の1927年の対ドイツ直接輸出額は5880万マルクとなり，表I-6-1のドイ

表I-6-2 中国の対ドイツ輸出入貿易の推移 (1919-1931年)

年	対ドイツ 直接輸出額	対ドイツ 総輸入額	対ドイツ 貿易収支	1 海関両あたりの マルク相場	対ドイツ 直接輸出額	対ドイツ 総輸入額
1919	0.2	0.0	0.2	—	—	—
1920	1.8	5.4	-3.7	—	—	—
1921	6.8	13.3	-6.6	—	—	—
1922	9.8	24.7	-14.9	—	—	—
1923	11.9	32.5	-20.5	—	—	—
1924	15.9	38.7	-22.7	—	—	—
1925	16.4	32.5	-16.1	—	—	—
1926	17.8	45.7	-27.9	—	—	—
1927	20.4	39.4	-19.0	2.89	58.8	113.7
1928	22.8	55.7	-32.9	2.98	68.0	166.0
1929	22.5	67.1	-44.6	2.70	60.6	181.1
1930	23.4	69.1	-45.7	1.93	45.1	133.4
1931	23.1	83.5	-60.4	1.45	33.6	121.1

注) 対ドイツ直接輸出額・対ドイツ総輸入額のマルクは1海関両のマルク相場より算出した。対ドイツ直接輸出額、総輸入額のうち、左の2つは100万海関両、右の2つは100万マルクが単位。出典) China Maritime Customs, *Returns of Trade and Trade Reports* および China Maritime Customs, *Foreign Trade of China* の各年度版より筆者作成。

ツ側の統計による対中国輸入総額 2 億6510万マルクとかけ離れた数字になっている。1927年以降の数字もその差はきわめて大きい。これに対して、表I-6-2の1927年の対ドイツ総輸入額は1億1370万マルクとなり、表I-6-1の対中国輸出総額 1 億2100万マルクとさほど大きな差はなく、1927年以降の数字も同様の傾向がみとれる。

表I-6-1と表I-6-2を対照させると、中国からドイツへの直接輸出貿易以外に、大量の中国産品が他国を経由してドイツに流入していることが推測できる。ドイツの対中国輸出貿易の場合も、1920年代にはドイツの対日本輸出の25-30%ほどが中国へ再輸出されていたと指摘されており、ドイツ側の貿易統計も実態を正確に把握したものという事は難しい⁽¹²⁾。それでも戦間期のドイツ-中国間貿易は、ドイツの輸入超過が常態であったとすることができるだろう。

次に、ドイツの対中国輸出貿易の中心であった「完成品」の品目構成をみておきたい。ドイツ側の貿易統計資料をもとに、表I-6-3のように整理した。

表I-6-3からは、第一次世界大戦以前と同様に、「染料、ニス、ラッカー」が

表I-6-3 ドイツの対中国完成品品目別輸出額の推移（1913-1931年，単位100万マルク）

輸出品目	1913年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年
人絹・刺繍用生糸	0.0	0.0	0.0	2.6	1.4	0.5	4.4	2.6	2.0	2.6
羊毛等各種毛糸	3.8	3.3	4.0	4.8	10.8	3.8	8.6	16.0	3.9	5.6
人絹布・絹布	0.4	4.8	4.5	1.0	1.8	1.6	2.2	1.6	1.3	1.1
羊毛等の毛織物	3.9	0.0	0.0	4.5	7.3	8.1	11.6	10.5	5.5	5.3
綿布	5.7	1.9	1.4	1.5	2.9	2.3	3.0	2.2	1.1	1.1
なめし革	0.7	0.1	0.3	0.7	0.9	1.3	1.5	2.0	1.3	1.6
毛皮	0.0	0.1	0.5	0.6	0.1	0.5	1.3	1.2	—	—
ゴム製品	0.8	2.3	1.5	4.7	3.2	1.1	3.0	2.3	—	—
セルロイド，ガラス 製品（フィルムを除く）	0.2	0.2	0.5	0.4	0.8	0.5	1.0	0.9	—	—
フィルム（感光性，非 感光性）	0.0	0.3	0.5	0.6	0.8	0.7	—	—	1.3	0.7
紙・紙製品	1.6	3.0	3.9	3.1	5.8	4.5	5.6	7.9	5.7	6.1
染料，ニス，ラッカー	47.4	33.6	21.8	32.7	35.4	33.9	30.5	27.4	29.7	26.8
その他の化学製品・ 薬品	9.8	5.9	8.8	9.0	11.6	10.2	—	—	11.0	12.8
ガラス・ガラス製品	1.1	2.6	3.2	2.1	2.8	2.3	3.6	4.2	3.6	2.8
各種鉄製品	21.6	13.5	23.6	21.3	26.7	19.0	10.0	11.8	23.1	21.4
銅製品	2.9	1.7	3.3	1.3	2.4	2.3	3.0	3.6	2.3	2.2
その他の非貴金属製品	1.4	1.8	2.6	1.7	2.3	1.4	—	—	6.2	5.2
繊維機械	0.6	1.3	1.0	0.6	1.3	1.2	1.2	1.2	—	—
工作機械	0.3	1.5	2.5	2.3	1.5	1.2	2.2	1.6	1.3	0.9
その他の機械（電気機 械を除く）	2.3	4.5	3.3	3.9	3.5	2.4	—	—	7.0	6.6
電気機械（部品を含む）	0.6	1.8	1.7	1.2	1.2	0.9	1.1	1.8	1.6	1.3
電気工学製品	2.4	6.1	4.4	4.0	6.7	3.5	4.8	5.3	8.0	4.4
自転車・自転車部品	0.1	0.6	1.1	1.0	1.0	1.1	2.0	3.1	1.6	1.2
楽器・蓄音機等	0.2	1.0	1.0	0.4	0.8	0.9	1.5	1.6	1.4	0.4
時計	0.6	2.0	3.3	1.7	1.3	1.4	2.2	1.6	—	—
その他の精密器具	0.3	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	—	—	2.4	1.6
その他の完成品	16.4	5.6	9.0	6.3	8.3	5.4	54.6	62.6	7.9	8.2
計	125.0	100.0	108.40	114.3	143.4	112.7	158.9	173.0	128.9	119.7

1) 1925年以降，チベット，香港，威海衛，関東州租借地を含む。

2) 「各種鉄製品」には，鉄管，圧延薄鋼板，鉄棒，鉄鋼，ブリキ，針金，鉄道資材，ボイラー，機械部品，刃物製品，農業器具等を含む。

3) 「精密器具」には，各種器具，装置，タイプライター等を含む。

出典) *Statistisches Jahrbuch für Deutsches Reich* の各年度版より筆者作成。

輸出品のなかで最大の割合を占め、「各種鉄製品」がそれに続くことがわかる。重化学工業を中心とした第二次産業革命を牽引したドイツの輸出貿易の特徴が現れているといえるだろう。輸出額自体は大きくないとはいえ、それに関連した「電気機械（部品を含む）」、「自転車・自転車部品」、「繊維機械」、「工作機械」などの品目が並んでいる。また、「紙・紙製品」、「ガラス・ガラス製品」、「羊毛等各種毛糸」、「羊毛等の毛織物」といった日用品にかかわる品目も一定の輸出額を維持していることに留意しておきたい。1928年、1929年には「その他の完成品」の輸出額が大きくなっており、これは軍需品輸出を反映したものと推測されるが、その詳細についてはここでは論及しない⁽¹³⁾。

2 中国市場調査照会と華中・華南領事館報告

ドイツ外務省政治文書館所蔵史料「ドイツ産品輸入・販売可能性」のファイルに収められた最初の市場調査依頼は、1920年7月9日付で北京公使館より各領事館宛に送付された、ニュルンベルクのカール・ヘッセナー金属製品工場 (Metallwaren-Fabrik Carl Hessener) からの玩具市場調査であった⁽¹⁴⁾。これ以降、同ファイルには1933年8月末までの中国市場動向に関係する文書が収録されている。各業界団体・事業者・外務省担当部局からの市場調査依頼の一覧はすでに別稿で整理しており、そちらを参照されたい⁽¹⁵⁾。

基本的な市場調査の流れとして、まずドイツ本国の各業界団体あるいは事業者がベルリン外務省を通じて市場動向の調査を依頼し、北京公使館から各領事館へと連絡されたのち、たいてい数ヵ月後に回答が寄せられた。

回答は、ハルビン、奉天、済南、青島、上海、漢口、重慶、広州の8領事館より寄せられた。ごくまれに、大連および香港からの回答も存在した。すべての市場調査依頼に回答が寄せられたわけではなく、品目によって各領事館からの回答にかなりの差があった。

調査項目は、該当品についての現地工業の規模、現地工業への優遇措置の有無、ほかの輸入国との競争状況、価格・品質面でのドイツ製品の優位性、販売

方法の改善点など、中国市場への参入ないし販路拡大の可能性を探るためにきわめて具体的なものであった⁽¹⁶⁾。

地域的に華中、華南に該当する上海、漢口、重慶、広州、そして香港を含めた各領事館から回答が寄せられた品目として、玩具、紙製品、時計、工作機械、フェルト製品、火薬、自動車・自動車部品、自転車、ポンプ、造幣用印刷機械、リトグラフ石版、電気資材、発動機、輸送機器、道路建設機械、金庫、鉄鋼製品、印刷インク、消火器、陶磁器、ホップ、水道設備、化粧品、宝石類、衛生教材、畜牛、鉄加工品があげられる⁽¹⁷⁾。表I-6-3にみられたように、都市化・工業化、そして日常生活に関わる工業製品が並んでいることがわかる。

これらの報告書はどのような資料をもとに作成されたのだろうか。報告書のなかで直接言及されている場合もあれば、もちろんその情報の出所が不明な場合もある。貿易統計に関していえば、各領事館の所在都市に置かれている海関が発行する報告を参照するか、あるいは海関に問い合わせ、該当品目に関する統計資料を取り寄せている事例が多くみられた⁽¹⁸⁾。また、現地で発行されているドイツ系新聞から情報を収集していたほか⁽¹⁹⁾、他国の中国に拠点をもつ機関が発行する資料を分析している例も存在した。たとえば、上海駐在アメリカ合州国の貿易関係担当者が作成したという中国の自動車事情に関する報告書⁽²⁰⁾や、日本語の『大連商業会議所報』が分析されていた⁽²¹⁾。

しかし、この領事報告の独自の情報源は現地に拠点をもったドイツ商社だろう。問い合わせのあった品目について、多くの報告には現地のドイツ系輸入代理業者の一覧が付されていた。たとえば、1922年7月21日付の上海総領事館からの報告では、洋紙の市場情報について「努力したものの、当地の利益関係者のグループのなかで貴方が希望する定期的な報告を引き受ける人物がみつからない」という一文があった⁽²²⁾。つまり、逆説的になるが、この史料は現地の商況やドイツ製品の輸出見込みについて、いかに中国各地に派遣された領事たちが中国に根差したドイツ商社からの情報に頼っていたかを示すものだろう。

3 輸出品目別のドイツ市場調査からみた華中・華南

それでは輸出品目ごとに、ドイツ領事館報告のなかで華中・華南市場がどのように描かれていたのかについて取り上げていく。とりあげる事例は、比較的まとまった報告書が作成されており、それぞれの差異が見いだせるものを優先した。

(1) 自動車

自動車輸出販売先としての中国市場への関心は、かなり早い時点で史料上、表出していた。ただし、その期待はかなり限定的なものであった。1920年12月13日付の漢口総領事館からの報告では、1911年以降、乗用車数は順調に増加しており、将来有望であること、ただし租界の外では道路整備の不足から実用的ではないことと注釈がつけられていた⁽²³⁾。

それが、1924年7月に自動車業界団体が市場調査を依頼したときには、漢口および広州の領事館報告では完全に否定的な見解が寄せられた。

まず、1924年9月24日付の漢口総領事館報告によれば、その管轄区域での自動車使用は推計200台を超えず、そのうち漢口のみでも150台程度と予想されていた。自動車を利用する層は欧米人や中国人富裕層のみであり、トラックの利用もほとんどないと述べられていた。最近の動向として、郵便局が自動車を導入したことが指摘された。ただし、米国車が支配的であって、ドイツ車は高価すぎると批判されていた。それでも漢口総領事館管轄区域での最大の障害は、自動車走行可能な道路網が不十分であることにあった。そして、水路網が十分に発達しており、道路建設の拡張が進まないと説明されていた⁽²⁴⁾。

1924年11月29日付の広州総領事館の報告でも、ドイツ車の販売の見込みは悲観的であった。広州総領事館の管轄区域は広東、広西、貴州、雲南の4省であった。道路清掃用などの特定目的で利用される車両や乗合バスとして利用される

こと、また木造部分が現地の工場で製造されていること、そして広州の自動車需要は香港での中古車購入によって充てられていることが紹介されていた。そのなかで、ドイツ車は香港では1台もなく、広州では1台のみであるという。その理由として、価格が割高であること、そして規格が統一されておらず、部品交換が困難であることが挙げられている。そして、この点でのフォード車の強さ、さらにイギリス車にも標準規格を備えた車両の市場投入の動きがあることが指摘されていた。道路については、香港では自動車走行に適した道路網があり、また広州総領事館管轄区域では交通手段としての自動車の利便性が現地でも理解されていると述べられていた。ただし、広州-汕頭間の道路建設計画が頓挫していることを例に挙げ、資金面での困難が示唆されていた⁽²⁵⁾。

翌1925年12月6日付の文書で、ドイツ自動車業界団体の全国組織であるドイツ自動車全国連合(Reichsverband der Automobilindustrie E. V.)はふたたび情報提供を依頼した。これに対して、漢口、広州、そして上海の3つの総領事館から回答があった。1926年4月16日付の漢口からの報告は、漢口の自動車台数は約300台に増加しているものの、価格、装備、納入条件のいずれの点でもドイツ社が競争になっていないと批判するものであった⁽²⁶⁾。

これに対して、4月20日付の広州からの報告では、現地の道路拡張の進展とドイツ自動車業界が流れ作業工程での生産を開始すれば競争可能となるとの条件をつけつつ、販路拡大に肯定的な内容になっていた。そして、オベル社が翌週にモデル車を路上に示すことが紹介された。そして、ドイツ人は技術者としての名声があること、また現地ではドイツとソ連を除いて列強に根強い不信心があると指摘されていた。そのため、ドイツ人技術者の指導のもとで修理工場を設立すれば、修理依頼が舞い込むと予想し、それがドイツ車の販売を助けることになると主張された⁽²⁷⁾。

1926年6月21日付の上海から寄せられた回答は、中国全土の概況と上海の自動車事情についての現状報告であった。省別の道路数、全長、さらに自動車道数、全長の一覧、そして1923年時点の都市別の自動車台数一覧が付いていた。それによれば、乗用車8508台のうち上海は3821台で最大、つづいて北京1248

台、天津750台、ハルビン333台、広州254台、漢口220台と続いた。また、海関統計から1924年、1925年の輸出国別の乗用車台数が記されており、1925年に米国578台、イギリス351台、カナダ296台、フランス266台と続くなかで、ドイツはわずかに21台にすぎなかった。ただし、この数字は生産国別ではなく、たとえば日本33台やフィリピン6台は米国車が同地を經由して輸出されたものと推測されている⁽²⁸⁾。

広州総領事館からの報告のみ、ドイツ車販売の今後の可能性を示唆していたが、のちの1932年5月26日付の香港領事館からの報告も同様の事例としてみることができる。ここでは、自動車単体ではなく、自動車部品の販売可能性が主張されていた。自動車ランプ、照明用バッテリー、スターター、バッテリー式点火装置など、多数の自動車部品を例にあげ、ドイツ自動車製造業者にその販売を推奨した。すでに、オペル社がその取り組みを行い、自動車単体の販売にも成功したと報告された⁽²⁹⁾。

(2) 自転車

自動車に比べて、自転車はとくに上海で激しい市場競争の渦中にあった。自動車の場合、市場調査は業界団体が依頼したが、自転車の場合、オペル社単独で依頼していた。1929年8月15日付のその市場調査依頼に対して、上海総領事館より1929年10月14日付の回答が寄せられた。その報告では、まず中国では現地で自転車製造そのものはまだみられないものの、自転車部品が大量に輸入され、組み立て生産が中心であると述べられており、自動車同様に、部品の重要性が指摘されていた。そして、安価な自転車への需要は大きく、イギリスとドイツから輸入されていること、またもっとも人気があるのはイギリス・モデルであることが紹介されていた⁽³⁰⁾。

1930年6月10日付でふたたびオペル社は自転車に関する市場調査を依頼した。自転車市場調査についての回答をみると、オペル社に対してだけではなく、ネッカーズウルクのNSU社に対する回答もみられる。

1930年7月31日付の漢口からの回答は、道路事情と価格からドイツ製自転車

は競争に勝てないため販売の見込みがないというきわめて悲観的なものであった⁽³¹⁾。同様に、8月20日付の広州からの報告も、ドイツ製自転車市場から姿を消したこと、ドイツ商社もイギリス製を輸入していることを挙げ、非常に否定的な内容であった⁽³²⁾。

これに対して、1930年6月13日付および1930年7月29日付の上海総領事館報告は、自転車部品をめぐる激しい市場競争を指摘するものであった。イギリスとドイツから輸入される安価な自転車への需要がかなり高いこと、そして日本の製造業者が激しい競争を仕掛けていること、イギリス型のフリーホイール式、すなわちペダルを漕がなくても惰性で進む形式が好まれていると指摘されている⁽³³⁾。また、1929年に中国に輸入された自転車台数が報告されており、イギリスが1万1912台、ドイツが9219台、日本が3103台、フランスが2259台と続いた。さらに、自転車部品については日本からの輸入が多かったという。ただし、この報告書のなかでは銀価格の下落によって、ドイツ製自転車の価格が高騰し、輸入を引き受けていたドイツ商社がこの輸入業を放棄する傾向があると補足され、代わって6社の中国系輸入業者が紹介されていた⁽³⁴⁾。これは世界恐慌の中国への影響を反映したものであった。

(3) 紙・紙製品

表I-6-3にあるように、紙・紙製品の対中国輸出額は1923年の300万マルクから増加傾向にあり、最大で1929年の790万マルクに達し、その後も一定の輸出額を維持していた。

1928年6月30日、外務省は各国駐在外交代表にあてて事務用紙の販売可能性について調査するように通達を發した。これに対して、中国からもほぼすべての領事館から回答が寄せられた。そのうちここでは上海、漢口、そして重慶の3つ領事館の報告を取り上げる。

まず、同年8月3日付の上海からの報告では、国際貿易都市である上海では、多くの企業、商社向けに事務用の紙製品の販売が多いこと、現地の中国製品も低賃金労働によって安価に供給されているが、ドイツ製品は良質で価格が

リーズナブルであればすすんで購入されていることが指摘された。そのうえで、ドイツ製品への非友好的な態度はみられないことが付言された。また、競争相手の英米は、大規模な広告を行っており、それが功を奏していると述べられていた。そして、競争相手と同等かそれ以上の品質で競合可能な価格で納入することが推奨された。そのうえで、ノートやアルバム、地図、資料、手紙用フォルダー、封筒などの個別品目についての情報が列挙されていた。最後に、ドイツ・ブランドはイギリス製に追いやられる傾向にあり、これはブランドの問題であって、イギリスのように現地に適応した加工にすることで販売向上が可能であると判断されていた⁽³⁵⁾。

上海に続いて、8月17日付で漢口から寄せられた報告では、ドイツからの事務用紙の輸入の強さが指摘されていた。この事業ではドイツのほか、日本と英米が参入していること、また中国製品が低賃金労働、児童労働、長時間労働などで安価に供給されていることが述べられている。それでも洋式の紙部門では中国製品との競合はほとんどなく、競合相手と比べてドイツ製品の事務用紙が好まれているという⁽³⁶⁾。

これに対して、8月27日付の重慶からの報告では、否定的な回答であった。重慶の中国人事業者はもっぱら中国紙を使用しており、また重慶に拠点を構える外国企業は必要な事務用品は上海本店からすべて調達しているとのことであった。先行して、重慶のドイツ企業が事務用の紙製品を納入し販売を試みたものの、成果に乏しく、すぐに事業を中止したことが例示されていた⁽³⁷⁾。

(4) 水量計

都市インフラに関連する工業製品の輸出についてもドイツの高い関心がみとれる。その代表的な事例として、ここでは水量計を取り上げたい。

1930年10月17日にニーダーシュレーゼン通商部より北京公使館宛に水量計設置に関する市場調査依頼が寄せられた。その質問項目は、まず水道施設があるかどうか、そして新しい水道施設が建設される予定があるかどうかをたずね、そのうえで既存の水道施設に水量計があるか、もしあるならばその規模と調達

先はどこか、という内容であった⁽³⁸⁾。

この照会に対して、まず上海からは、11月18日付で回答が寄せられた。それによれば、上海にはおよそ300万人の人口と4つの水道施設があること、都市拡大の結果、かなりの増築が行われていること、もっとも古い施設は共同租界に設置されたもので、その水量計はイギリス製であること、個人宅については家賃額に含めて徴収されていることが説明されていた。ちなみに、フランス租界の水量計はフランス製であるという。また、管轄区域の例として、廈門の中国経営の水道施設はジーマンスの中国子会社、ジーマンス・チャイナ社が設置したものであること、そして鎮江も同様であること、さらに、南京と杭州の水道施設の電気設備もドイツの事業者によって納入されたことが説明されていた⁽³⁹⁾。

つづいて、11月28日付の回答が漢口から届いた。こちらの水道施設は管轄区域に1ヵ所のみであるという。そして、現在、武昌で水道施設を建設中で、ドイツ事業者が詳細な計画を作成するも、費用の調達に失敗し、計画が滞っていることが述べられている。長沙でも建設計画があるものの、実現していないという。最後に、水道施設の水量計は確認できる限りですべてドイツ製だと報告されている⁽⁴⁰⁾。

上海からは販売拡大の可能性、そして漢口からは資金不足による事業の停滞が伝えられたが、1930年11月25日付の重慶からの報告は、新たな販売の見込みを否定するものであった。報告によれば、成都に小さな水道施設があるのみで、重慶では現在大規模な水道施設が建設中で、資材の大部分がジーマンス・チャイナ社から納入されているという。そして、さしあたり、一般住宅への給水管の設置は計画されておらず、水量計の販路拡大は難しいというものであった⁽⁴¹⁾。

上記の3つの領事館報告から遅れて、1931年2月9日付の回答が広州からも寄せられた。それによれば、広州には水道施設が4ヵ所あり、また大規模な拡大工事も進められているという。約2000個のジーマンス・チャイナ社の水量計が使用され、また直近1年間にシュトゥットガルトのG・フォルツ社製の3000個の水量計が使用されるようになったと説明されていた。さらに、3000個の水量計がジーマンス・チャイナ社に注文されたことも報告された。ただし、一般

住宅での水量計の利点はまだ住民に理解されておらず、その販売は困難であると述べられていた⁽⁴²⁾。

(5) 消火器

消防関連器材の輸出についての市場調査依頼についても、華中、華南の各領事館から比較的多くの回答が寄せられた。

まず、1929年10月21日付の文書によって、ベルリンにある通商中央局より世界各地のドイツ大使館、公使館、領事館宛に、消火器材の輸出のために、駐在地域の消防体制の組織、消防技術の水準、器材の調達制度、販売可能性、販売組織、そして宣伝方法に関する質問票が送られた⁽⁴³⁾。

華中、華南地域からは、まず上海から1929年11月25日付で回答が発送された。それによれば、イギリスのメリーウェザー&サンズ社 (Merryweather & Sons) の消防器材が利用されていること、そして上海共同租界の消防団の長である Y・C・ダイソンは、ドイツ滞在経験があり、ドイツの都市ウルムのマギルス工場を訪問し、そこで消防用はしごを知ったという。そして、現在、メリーウェザー&サンズ社が先行しているが、ドイツの消防関連器材の販売は不利ではない、と判断されていた。そのうえで、上海のドイツ商社を代理業者とすること、また広告はイギリス系の英字新聞『ノース・チャイナ・デリー・ニュース (North China Daily News, 字林西報)』、米国系の英字新聞『チャイナ・プレス (China Press, 僑報)』、そして技術系の月刊誌『ファー・イースタン・レビュー (Far-Eastern Review)』に掲載することが推奨されていた。そのうえで、この回答者はドイツ商社以外との交渉は英語で、またカタログも英文とすることを助言した⁽⁴⁴⁾。

1929年12月19日付の漢口からの報告でも、同地での消防設備がかなり普及していること、備品を揃えた専門的な消防団が組織されていることが紹介されている。そのうえで、手持ち式の消火器として、ドイツの消火器製造販売会社であるベルリンのミニマックス社 (Minimax) とハンブルクのプルーヴィウス社 (Pluvius-Feuerlöscher-Gesellschaft) の商品がもっとも多く輸入されていると指摘

されていた⁽⁴⁵⁾。

これに対して、1929年12月2日付の重慶からの報告は否定的なものであった。消防関連器材の設置に必要な設備が整っていないことが指摘されていた。また、手持ち式の消火器の場合、石造りの家屋では必需品と考えられておらず、また木造家屋には貧困層が住んでおり、家の再建費のほうが消火器購入よりも安価で済むと説明されていた。ただし、現在、水道施設が建設中であって、その完成と都市の水道網の発達次第でドイツの消防設備の販売可能性は改善されるとも付け加えられていた⁽⁴⁶⁾。

(6) 化粧品類

香水、頭髮ケア用品、肌クリーム、リップクリームなどのコスメ用品も市場調査の対象であった。1931年6月8日付の通商中央局が作成した調査依頼文書のなかで、この品目の輸出額も1929年に1500万マルクに上り、決して少なくない規模であることが強調されていた。1930年にその輸出額は1300万マルクに減少したが、ここではたんに世界恐慌の波及だけが要因ではなく、輸出先の販売市場で自国の工業化が進んでいるのか、あるいは関税引き上げなどの措置があるのかを調査するように指示していた⁽⁴⁷⁾。

その文書で指示された質問項目には、現地工業の水準、とくに競争相手となるフランスと米国とその販売方法、価格と消費者の好み、貿易規定の実際の影響の程度が列挙された。さらに、それだけではなく、化粧品のガラス瓶など包装資材の販売可能性についても調査が要求された。

およそ1ヵ月後、まず上海から7月2日付の回答書が届いた。それによれば、輸出の対象となる化粧品類は、基本的に外国人向けであり、また欧米に影響を受けた中国人のみに販売可能性があるという。その理由として、中国人は自らの好みの化粧品を使っているからであると説明されていた。そして、うがい液、あるいはオーデコロンの需要も否定されている。また、近年、イギリスのラヴェンダー香水が競合相手として市場に現れていることが紹介されていた。

さらに、上海での成功例として、高級石鹸の販売が挙げられていた。フラン

ス産の石鹼とならんで、ドイツ産としてハンブルクのドラレ社 (Dralle), カールスルーエのヴォルフ社 (F. Wolff & Sohn), そしてドレスデンのリングナー社 (Lingner) も事業に満足できる水準にあると指摘された。最近の成功例として、オーストリアのエリーダ社 (Elida) の宣伝が紹介されていた。これに対して、トイレ用石鹼は中国製・日本製の石鹼が支配的であるという。また、イギリス企業が大規模な石鹼工場を建設し、安価な家庭用トイレ石鹼を製造している状況が報告されていた。

そのほかに、香水に関しては、フランス製が優勢で、米国企業と激しく競合しており、この分野では最安値で、かつ宣伝広告費が必要であると主張されていた。また関税については、化粧品類の貿易を制約する特別な規定はないという。最後に、包装資材、とくにガラス容器については上海と山東のガラス製造業者から調達しているため、見込みが乏しい一方で、カプセルやチューブなどは需要があると指摘されていた⁽⁴⁸⁾。

しかし、この報告の数週間後、7月20日付の重慶からの報告は、銀価格が急落したことでドイツ製の香水やヘアトニックがまったく売れなくなったと嘆いていた。外国製化粧品価格は2倍となり、専門業者は購入の停止を決断しているという。重慶では、現地生産は最安値の商品で、一部は家内工業に委託していると指摘されている。競合国としてフランスが挙げられるが、現在の為替相場では重慶でドイツの化粧品販売は難しく、まして郊外内陸部では不可能と診断された⁽⁴⁹⁾。

1931年8月18日付で漢口から寄せられた報告でも、化粧品類販売の困難な状況が説明された。そこではまず漢口では高級品を求める外国人がほほいなく、また富裕層以外の中国人への外国製品の販売は基本的に価格の高い製品から購入対象から除外される傾向があることが注意された。そして、現在の輸入関税では、完成された化粧品類については22.5%の関税が課される一方で、エキスについては17.5%と割安であり、この部分で一定の販売可能性があること述べられていた。

そして、外国製品も販売店の人件費が安いため、比較的安く販売できること

が説明された。そのうえで、もっとも安価な輸入品は日本製であり、また上海や広州、香港に建設された工場で製造された製品が安価であるという。そして、中国通貨の急落の影響で、外国製品の輸入が困難になるなか、国産品購買運動が起きており、外国製品と本格的な競争が生じている状況にあると述べられていた。そして、ドイツ製品は、現在のところ、中国製や日本製の2倍の価格であり、かつドイツ製品のブランドが浸透していないので、品質の優位と大きな広告、そして比較的競争可能な価格設定を組み合わせることが推奨されていた。最後に、中国人の嗜好に合わせた包装を研究する必要性に触れ、その際に日本の事例が参考になると指摘している⁽⁵⁰⁾。この点については次節で改めて説明したい。

4 華中・華南市場調査のなかの日本

華中、華南のドイツ領事館報告のなかで、日本はドイツの競争相手として現れた。たとえば、1928年8月17日付の漢口総領事館からの紙製品についての報告では、主な競争相手として日本と米国が指摘されていた⁽⁵¹⁾。あるいは、自転車についても、1930年7月29日付の上海総領事館からの報告で、完成した自転車の1929年の中国輸入台数3万96台のうち、トップのイギリス1万1912台に続いて、ドイツ9219台と日本3103台を数えた。また、組み立て用の自転車部品の大部分が日本から輸入されていると観察されていた⁽⁵²⁾。

その一方で、競争というよりも日本がほぼ独占している地域があることも指摘されていた。これは華中、華南地域ではなく、華北、東北地域にみられた。たとえば水量計の場合、1930年12月15日付の青島領事館報告では、ドイツ統治期には水量計はすべてドイツから調達されており、現在でも多く利用されている一方、日本統治期にすべて日本からの納入になったという。そして、中国返還後もその状況は続き、最近ようやくカルロヴィッツ社 (Carlowitz & Co.) が150個のドイツ製水量計を受注したと報告されている⁽⁵³⁾。同じく、消火器についても、1929年12月31日付の奉天領事館報告では、奉天と長春の満鉄附属地に形成

された日本人居留社会に近代的な消防器材が導入されているが、それらは日本から独占的に輸入されていると指摘された⁽⁵⁴⁾。

ただし、鉄製品の場合、棲み分けのような状況も生まれていた。この点について、上海のジーメンス・チャイナ社によれば、鉄線、鉄条網などに加工される中間財として輸入される平線は日本から輸入されることはほとんどなかったという。ちなみに、ドイツの鉄鋼生産の中心であるルール地域の生産品の最大の部分はベルギーおよびオランダを経由するので、海関統計上、ベルギーからの輸入量が最大になっているものの、実際にはドイツからの輸入量も多いことが示唆されていた。これに対して、日本からの鉄製品のうち、釘はおよそ4分の1の輸入量を占めると指摘されている⁽⁵⁵⁾。

さらに、日本の販売方式を手本に、ドイツのそれを改善する提案もみられた。1931年8月18日付の漢口総領事館からの化粧品類販売に関する報告では、日本の販売方式が中国人の嗜好に適していることに注意を喚起している。そこでは、包装の際に漢字表記が重要であること、さらにこれまでのドイツ製品と同様に、大衆向けのフランス製品や米国製品の包装は流麗でない漢字表記と平凡な様式化された自然派的模様が混ざり合い、まったく統一性を欠いていると批判されていた。これに対して、日本製品の包装は統一性を保ち、中国人教養層に「進歩」と感じられているという。また、包装の表記について、大衆向け商品ほど美辞麗句で飾り、価値の高いものほど控え目で即物的な語句にすることが推奨された⁽⁵⁶⁾。

おわりに

第一次世界大戦によってドイツ-中国経済関係が断絶した後、ヴェルサイユ=ワシントン体制の下で、ドイツは帝国主義列強の一員としてではなく、大戦以前とは異なった国際的条件に規定されながら中国市場への再参入を企図することになった。それは決して不利な側面だけではなかった。現地からはドイツ製品に対して「非友好的」な風潮がみられず、むしろ好意的に受け止められてい

ることがしばしば報告されていた。

戦間期にドイツ領事館が観察した華中、華南市場は激しい国際競争の場であった。また、米国、イギリス、フランスだけではなく、品目によって現地の中国工業界も競合相手として現れた。そのなかでドイツ対中国輸出事業は、交通手段である自動車、自転車のほか、水量計のような都市インフラ関連資材、そして消火器や化粧品類など日常生活に関連する工業製品に強い利害関係をもっていた。そして、その販路拡大のために、市場調査を積み重ねていた。

上海、漢口、重慶、広州、そして香港に駐在した領事館の報告を読んでいくと、それぞれの地域の「近代」都市化、すなわち工業製品が日常生活の必需品になるような都市化の程度によって、ドイツ輸出工業品の販売可能性が規定されていたことがわかる。

自動車の場合、価格、販売方式、標準規格の面で米国車が圧倒的に優位にあったが、それでも道路建設といったインフラ整備への現地行政の取り組みが販売可能性にとってきわめて重要であった。水量計の場合も、現地当局の水道施設の拡充の取り組みなしに、販路拡大は見込めなかった。

そのうえでドイツ経済勢力は、競合相手、つまり英米や日本の輸出産業や現地の中国工業との関係に影響を受けながら、自国製品の販売可能性を探っていた様相が浮かび上がってくる。その競合関係は決して排他的な関係だけではなく、自動車部品の事例のように相補的な状況も生み出していた。あるいは化粧品類の事例のように、ドイツ事業者が新しい条件下で中国市場に適應するための学習過程となる事例も存在していたのである。

注

- (1) 浅田進史「1920年代における中国市場調査——市場の再獲得をめざして」田嶋信雄・工藤章編『ドイツと東アジア——1890-1945』東京大学出版会、2017年、451-452頁。事業者数は、Leutner, Mechthild (Hg.) / Steen, Andreas (VerfaBt), *Deutsch-chinesische Beziehungen 1911-1927: Vom Kolonialismus zur „Gleichberechtigung“*. Eine Quellensammlung, Berlin: Akademie Verlag, 2006, 335.
- (2) 小池求「中国の不平等条約改正の試みと第一次世界大戦」池田嘉郎編『第一次世

- 界大戦と帝国の遺産』山川出版社, 2014年, 238頁, 唐啓華『被“廢除不平等条約”遮蔽的北洋修約史(1912-1928)』北京, 社会科学文献出版社, 2010年, 102-103頁。
- (3) Udo Ratenhof, *Die Chinapolitik des Deutschen Reiches 1871 bis 1945: Wirtschaft-Rüstung-Militär*, Boppard am Rhein: Harald Boldt Verlag, 1987, 280, 工藤章「北京関税特別会議とドイツの通商政策——東アジア外交におけるアメリカへの追隨」田嶋・工藤編『ドイツと東アジア』, 395-396頁。
- (4) 工藤章「総説II ドイツの通商政策と東アジア」田嶋・工藤編『ドイツと東アジア』, 110-111頁。
- (5) Einfuhr- und Absatzmöglichkeiten für deutsche Waren, in Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes [以下, PAAAと略記], Peking II, 2706-2708.
- (6) 浅田「1920年代における中国市場調査」, 456-458頁。
- (7) 領事館報告を利用した先駆的な研究として, 角山榮編『日本領事報告の研究』同文館, 1986年を挙げるべきだろう。
- (8) これまでの先行研究については, ひとまず田嶋信雄・工藤章編『ドイツと東アジア——1890-1945』東京大学出版会, 2017年所収の編者による2つの序章を参照されたい。
- (9) 注(1)の拙稿参照。
- (10) 同上, 460頁, 小池「中国の不平等条約改正の試みと第一次世界大戦」, 239-240頁, Leutner, *Deutsch-chinesische Beziehungen*, 335-337.
- (11) Leutner, *Deutsch-chinesische Beziehungen*, 338-339, 周建明「民国時期的中德貿易(1919-1941)」『中国経済史研究』第1期, 2007年, 132-134頁, 熊野直樹『麻薬の世紀——ドイツと東アジア1898-1950』東京大学出版会, 2020年, 38-40頁, 浅田「1920年代の中国市場調査」, 461頁。
- (12) Ratenhof, *Chinapolitik des Deutschen Reiches*, 291.
- (13) 1920年代のドイツからの対中国武器輸出についての概要はひとまず以下を参照されたい。Bernd Martin (Hg.) / Susanne Kuß (Bearb.), *Deutsch-chinesische Beziehungen 1928-1937: „Gleiche“ Partner unter „ungleichen“ Bedingungen: Eine Quellensammlung*, Berlin: Akademie Verlag, 2003, Kapitel 3.
- (14) PAAA, Peking II, 2706, Bl. 313-316.
- (15) 浅田「1920年代における中国市場調査」, 466-467頁。
- (16) 同上, 466頁参照。
- (17) 同上, 466-467頁参照。
- (18) たとえば, ミシンに関する漢口領事館の報告には入手した海関統計を基に分析が

- 加えられている。Timann an Mundlos Aktien-Gesellschaft Nähmaschinen-Fabrik, Hankow, 26. Mai 1926, in PAAA, Peking II, 2706, Bl. 125-129.
- (19) たとえば, Timann an das Auswärtige Amt [以下, AAと略記], Hankow, 31. Mai 1927, in PAAA, Peking II, 2706, Bl. 54-57. 中国におけるドイツ系新聞については, Hartmut Walravens, "German Influence on the Press in China", in *Newspapers in International Librarianship: Papers Presented by the Newspaper Section at IFLA General Conferences*, München: K. G. Sauer, 2003を参照。
- (20) Auszug aus einem statistischen Bericht des amerikanischen Handelsachsverständigen in Shanghai vom 1926 über das Autowesen in China, in PAAA, Peking II, 2706, Bl. 85.
- (21) Kühlborn an AA, Mukden, 6. Januar 1926, in PAAA, Peking II, 2706, Bl. 155-160.
- (22) Thiel an Gesandtschaft Peking, Shanghai, 21. Juli 1922, in PAAA, Peking II, 2706, Bl. 288.
- (23) Bracklo an H. Büssig, Hankau [sic.], 13. Dezember 1920, in PAAA, Peking II, 2706, Bl. 311-312.
- (24) Timann an AA, Hankow, 24. September 1924, in PAAA, Peking II, 2706, Bl. 245-251.
- (25) Behrend an AA, Canton, 29. November 1924, in PAAA, Peking II, 2706, Bl. 234-238.
- (26) Timann an AA, Hankow, 16. April 1926, in PAAA, Peking II, 2706, Bl. 149-152.
- (27) Crull an AA, Canton, 20. April 1926, in PAAA, Peking II, 2706, Bl. 130-132.
- (28) Thiel an AA, Shanghai, 21. Juni 1926, in PAAA, Peking II, 2706, Bl. 110-115.
- (29) Hahn an Zentralstelle für Außenhandel, Hongkong, 26. Mai 1932, in PAAA, Peking II, 2708, Bl. 126-135.
- (30) Adam Opel A. G. an Gesandtschaft Peking, Rüsselsheim a. M., 15. August 1929, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 236; Rüdts an Gesandtschaft Peking, Shanghai, 14. Oktober 1929, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 223-225.
- (31) Timann an Gesandtschaft Peking, Hankow, 31. Juli 1930, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 62-65.
- (32) Sakowsky an Adam Opel A. G., Canton, 20. August 1930, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 59-61.
- (33) Rüdts an NSU Vereinigte Fahrzeugwerke A. G., Shanghai, 13. Juni 1930, in

- PAAA, Peking II, 2707, Bl. 73-74.
- (34) Rüdts an Adam Opel A. G., Shanghai, 29. Juli 1930, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 66-69.
- (35) Thiel an AA, Shanghai, 3. August 1928, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 362-365.
- (36) Traut an AA, Hankow, 17. August 1928, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 352-357.
- (37) Nord an AA, Chungking, 27. August 1928, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 343.
- (38) Außenhandelsstelle für Niederschlesien an Gesandtschaft Peking, Breslau, 17. Oktober 1930, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 39.
- (39) Rüdts an Gesandtschaft Peking, Shanghai, 18. November 1930, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 26-28.
- (40) Timann an Gesandtschaft Peking, Hankow, 28. November 1930, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 8.
- (41) Traut an Gesandtschaft Peking, Chungking, 25. November 1930, in PAAA, Peking II, Bl. 7.
- (42) Generalkonsulat Canton an Gesandtschaft Peking, Canton, 9. Februar 1931, in PAAA, Peking II, 2708, Bl. 261-262.
- (43) Zentralstelle für Außenhandel, Berlin, 21. Oktober 1929, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 209-210.
- (44) Rüdts an Zentralstelle für Außenhandel, Shanghai, 25. November 1929, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 198-202.
- (45) Timann an Zentralstelle für Außenhandel, Hankow, 19. Dezember 1929, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 175-178.
- (46) Traut an an Zentralstelle für Außenhandel, Chungking, 2. Dezember 1929, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 188-189.
- (47) Zentralstelle für Außenhandel, Berlin, 8. Juni 1931, in PAAA, Peking II, 2708, Bl. 256-258.
- (48) Rüdts an Zentralstelle für Außenhandel, Shanghai, 2. Juli 1931, in PAAA, Peking II, 2708, Bl. 252-255.
- (49) Traut an Zentralstelle für Außenhandel, Chungking, 20. Juli 1931, in PAAA, Peking II, 2708, Bl. 250-251.
- (50) Timann an Zentralstelle für Außenhandel, Hankow, 18. August 1931, in PAAA, Peking II, 2708, Bl. 233-244.

- (51) Traut an AA, Hankow, 17. August 1928, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 353.
- (52) Rüdts an Adam Opel A. G., Shanghai, 29. Juli 1930, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 66.
- (53) Konsulat Tsingtau an Gesandtschaft Peping, Tsingtau, 15. Dezember 1930, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 3-4.
- (54) Tigges an Zentralstelle für Außenhandel, Mukden, 31. Dezember 1929, in PAAA, Peking II, 2707, Bl. 166.
- (55) Siemens China Co. an Deutsche Gesandtschaft Peping, Shanghai, 26. Januar 1931, in PAAA, Peking II, 2708, Bl. 279-284.
- (56) Timann an Zentralstelle für Außenhandel, Hankow, 18. August 1931, in PAAA, Peking II, 2708, Bl. 242-243.